

教科書の改善について（論点整理）

平成 29 年 1 月 23 日
教科用図書検定調査審議会はじめに

- 昨年 9 月 8 日、文部科学大臣から本審議会に対し、次の 3 点について審議要請がなされた。
 - (1) 次期学習指導要領の実施に対応した教科書の改善方策について
 - (2) デジタル教科書の導入の検討に関連した教科書の改善方策について
 - (3) 教科書検定手続きの改善方策について
- 本審議会においては、これらの点について、総括部会を中心に、教科ごとの各部会における審議や関係団体等からの意見聴取を踏まえつつ、検討を進めてきたところであり、これまで議論してきた方向性について以下のとおり整理することとする。

I 次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準等の改善

- 教科書検定は、学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について行われるものであるが、次期学習指導要領の実施に向けて、昨年 12 月に中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成 28 年 12 月 21 日。以下「中央教育審議会答申」という。）が取りまとめられた。これを踏まえ、平成 28 年度中に小・中学校、平成 29 年度中に高等学校の学習指導要領の告示が見込まれる。
- このため、検定における教科書の審査が適正かつ公正に行われるよう文部科学大臣によりあらかじめ告示されている審査の基準である教科用図書検定基準¹（以下「検定基準」という。）について、次期学習指導要領を踏まえたものとなるよう見直すことが必要である。

教科書発行者においては、検定基準の改正内容等を踏まえた教科書の著作・編集の改善が求められる。

¹ 教科書検定における基準として、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成 21 年文部科学省告示第 33 号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成 21 年文部科学省告示第 166 号）が定められている。教科用図書検定調査審議会においては、検定申請された教科書（申請図書）について、検定基準の教科共通の条件や教科固有の条件の各項目に照らして適切か否かの審査が行われ、その結果に基づき文部科学大臣が合否の決定を行っている。また、同審議会において、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当であると判断した申請図書については、文部科学大臣は合否の決定を留保したうえで、修正を求める「検定意見」を教科書発行者に対して通知する。

- 中央教育審議会答申においては、これまでの学習指導要領の改訂の中心であった「何を学ぶか」という学習内容の見直しにとどまらず、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」までを見据えて学習指導要領等を改善することを求めるとともに、育成を目指す資質・能力を①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養、の三つの柱に整理している。

教科書についても、今回の学習指導要領の改訂の趣旨を十分に踏まえたものとなるように改善していくことが必要であり、学習指導要領における記述を踏まえつつ、検定基準の見直しを行うことが重要である。

- 以下において示す検定基準等の改善の方向性については、高等学校の教科書の改善に当たっても多くの部分で共通すると考えるが、今回の検討では、近く見込まれる小・中学校学習指導要領の改訂を見据え、義務教育諸学校教科用図書検定基準を主たる対象とすることとし、高等学校教科用図書検定基準に関する固有の課題については、平成29年度中に見込まれる高等学校学習指導要領の改訂状況を踏まえつつ、必要に応じ更に検討を行うこととする²。

1. 教科共通の条件

(1) 資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った改善

- 次期学習指導要領においては、これまでの改訂の中心であった「何を学ぶか」という学習内容の見直しにとどまらず、「何ができるようになるか」という観点に立った育成を目指す資質・能力、「どのように学ぶか」という学びの過程を一体的に捉えた改訂が行われる見込みである。
- 特に、子供たちが「どのように学ぶか」に着目して学びの質を高めていくことが重要であり、次期学習指導要領が目指す学びが各学校において実践される上で、主たる教材である教科書は重要な位置を占めている³。

² 以下において【義務】とあるのは義務教育諸学校教科用図書検定基準、【高校】とあるのは高等学校教科用図書検定基準の改正を指す。なお、高等学校教科用図書検定基準については、現時点で改正が必要と考えられる事項のみについて記載しており、これ以外に改正が必要となる事項については、平成29年度中に見込まれる高等学校学習指導要領の改訂を踏まえ、改めて検討することになる。

³ 中央教育審議会答申（平成28年12月21日）〔第1部 学習指導要領改訂の基本的な方向性 第10章 実施するために何が必要か—学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策— 2. 学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備〕

（教材や教育環境の整備・充実）

- 教科書を含めた教材についても、資質・能力の三つの柱や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた視点を踏まえて改善を図り、新たな学びや多様な学習的ニーズに対応し、学習指導要領の各教科、科目等の目標を達成しやすいためとしていく必要がある。
- 特に主たる教材である教科書は、子供たちが「どのように学ぶか」に大きく影響するものであり、学習指導要領等が目指す理念を各学校において実践できるかは、教科書がどう改善されていくかにも懸かっている。「主体的・対話的で深い学び」を実現するには、教科書自体もそうした学びに対応したものに変わり、教員がそれを活用しながら、教科書以外の様々な教材も組み合わせることで子供の学びの質を高めていくことができるようにすることが重要で

- 中央教育審議会答申においては、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）⁴の三つの視点に立ち、授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることを提言している。

その上で、こうした学びを「例えば国語や各教科等における言語活動や、社会科において課題を追究し解決する活動、理科において観察・実験を通じて課題を探究する学習、体育における運動課題を解決する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるもの」と位置付け、「授業や単元の流れを子供の「主体的・対話的で深い学び」の過程として捉え、子供たちが、習得した概念や考え方を手段として働かせながら学習に取り組み、その中で資質・能力の活用と育成が繰り返されるような指導の創意工夫を促していくことが求められる」としている。

さらに、「「主体的・対話的で深い学び」は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりの中で、例えば主体的に学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、学びの深まりを作り出すために、子供が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で実現されていくことが求められる」と提言している⁵。

- このように、今回の改訂で位置付けられる、資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点が、授業改善の取組の活性化など今後の各教科の授業の在り方に大きな影響を与え、教科書もこうした点に配慮したものとなることが望ましいことから、教科書発行者に著作・編集に当たっての創意工夫を促すため、教科書においても、資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った適切な配慮がなされることを求めることを検定基準上において規定することが適当である。【義務、高校】

ある。

⁴ 中央教育審議会答申及びその補足資料においては、「主体的・対話的で深い学び」の三つの視点の具体的内容を以下のように整理している。

① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

【例】学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる。

② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【例】実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる。

③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を活用し、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

【例】事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む。

⁵ 中央教育審議会答申 [第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性 第7章 どのように学ぶか—各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実— 2. 「主体的・対話的で深い学び」を実現することの意義] 参照

- なお、教科書の著作・編集に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の実現について、中央教育審議会答申において「形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子供たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである」と言及されているように⁶、教科書の内容が学校における型にはまった指導を誘導するようなものにならないよう留意することが重要である。

(2) 「発展的な学習内容」の規定の見直し

- 「発展的な学習内容」は、児童生徒の理解をより深め、興味・関心に応じた学習を拓げる等の観点から、学習指導要領において当該学年の学習内容とされていない内容等について教科書上の記述を行うものであり、教科書の内容の質・量両面の充実を図る一環として位置付けられている⁷。
- 現行の検定基準において、「教科共通の条件」では「発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別」されていることが定められているが⁸、現状においては、教科の特質に応じて、どこまで厳密に適用するかについて取扱いが異なる点もある。例えば、現在、「発展的な学習内容」の図等が、「発展的な学習内容」とそれ以外とを区別している線（枠囲み）の上に重なっていたり、図等の一部分が少しでも枠囲みからはみ出ている箇所がある場合に検定意見を付しているケースも見られる。

⁶ 中央教育審議会答申 [第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性 第4章 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」 (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）] 参照。

⁷ 教科用図書検定調査審議会「教科書の改善について～教科書の質・量両面での充実と教科書検定手続きの透明化～（報告）」（平成20年12月25日）[Ⅱ 教科書改善の具体的な方策 (2) 知識・技能の習得、活用、探究に対応するための教科書の質・量両面での格段の充実—基本的な方向性2—]

- 教科書において、児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用して課題を解決するのに必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくむことができるよう、質・量両面の充実が求められる。教科書の充実にあたっては、個々の児童生徒の理解に応じたきめ細やかな指導の充実を図ることが重要であることから、補完的な学習や発展的な学習に関する内容の充実とともに、実生活や実社会に関連付ける学習内容の充実などが求められる。
- 現行の基準においては、例えば、「発展的な学習内容」を記述する際の留意点に関する規定や他の教科の内容との重複に関する規定などを始めとして、教科書の著作・編集において抑制的に働く側面をもつ規定がある。教科書発行者の創意工夫により、教科書の内容が質・量ともに充実されるよう、これらを見直す必要がある。
- 教科書の内容の質・量の充実にあたっては、多くの教員や保護者の間に定着している「教科書に記述されている内容は、すべて教えるものである」という教科書観について、「個々の児童生徒の理解の程度に応じた指導の充実に資する教科書」や「児童生徒の学ぶ意欲の向上に資する教科書」、「児童生徒の自学自習に資する教科書」といった見方に転換されていくことが求められる。

⁸ 義務教育諸学校教科用図書検定基準

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

(発展的な学習内容)

(16) 発展的な学習内容を取り上げる場合は、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

- このため、多様な教科書記述に統一して対応できるよう、形式的な区別に拘泥しすぎることなく、教科書を使用する児童生徒の立場から見て「発展的な学習内容」とそれ以外の内容が実質的・客観的に区別できれば良いことを検定基準上において明確化することが適当である。【義務，高校】

これにより、前述のような例であれば、実質的・客観的に見て「発展的な学習内容」と分かるため検定意見を付さずに許容する、ということが考えられる。

- なお、「発展的な学習内容」は、学習指導要領の当該学年以外の学習内容等について記述するものであるが、高等学校の理科など一部の教科においては、当該学年等における学習段階からすれば高度すぎる内容が「発展的な学習内容」として掲載されている場合があるとの指摘もある。

教科書は、児童生徒が基礎的・基本的な知識、技能を確実に身に付けることができるものとなっていることが大切であり、「発展的な学習内容」は、あくまで、教科の内容に密接に関連し、その理解をより一層深めたり、児童生徒の興味・関心に応じて、主たる内容の学習に資するものであることが重要である点について、関係者は改めて認識する必要がある。

- また、「発展的な学習内容」であることが明示されていても、その内容をどの校種や学年で学ぶかなど学習指導要領における位置付けについては明示されていない教科書もある。本来的には、児童生徒の系統的な学習に資するよう、教科書上において可能な範囲で明示することが望ましいと考えられるところであり、この点を検定基準上において明確化することが適当である。【義務，高校】

(3) 「引用資料」⁹に関する規定の見直し

- 教科書の中には、検定申請段階で数年以上前の古い統計資料を引用しているものもある。統計資料については「信頼性のある適切なものが選ばれて」いることが必要であるが、この検定基準により検定意見が付されるケースは、決して多くはない。
- しかし、変化の激しい現代において、児童生徒が現状について正しく理解するためには、教科書においても、本文の記述との関係であえて古い統計資料を用いることが適切であるなどの場合を除き、可能な範囲で新しい統計資料を用いることが望ましいと考え

⁹ 義務教育諸学校教科用図書検定基準

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

(引用資料)

(9) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

(10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

られる。

- また、統計資料を含む「引用資料」に関し、現行の検定基準において「必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること」が求められているが、特に統計資料が教科書に記載される場合においては、児童生徒が興味や関心を持ち、自ら調べ主体的に学ぶことに資するよう、出典ができる限り記載されることが適切と考えられる。
- このため、教科書において用いる統計資料は、適切に更新がなされ児童生徒が学習を行う上で支障を生ずるおそれのないものであることや、出典が原則として明示されていることについて、検定基準上において明確化することが適当である。【義務、高校】
なお、写真その他の「引用資料」についても、本文の内容と関連するふさわしいものを取り上げることが必要である¹⁰。

2. 教科固有の条件

(1) 外国語科における規定の見直し

- 現行の義務教育諸学校教科用図書検定基準において外国語科の「固有の条件」は中学校のみを対象としているが、次期学習指導要領においては、小学校高学年における外国語が新たに教科として位置付けられるため、小学校高学年も含めて対象とすることを検定基準上明確化する。【義務】
また、中央教育審議会答申において、小学校における外国語教育に関して「教科化に伴い、小学校高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、教育課程全体の枠組みの状況を考慮すると、ICT等も活用しながら10～15分程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導を行う短時間学習（帯学習、モジュール学習。以下「短時間学習」という。）を含めた弾力的な授業時間の設定や時間割編成を、教育課程全体を見通しながら実現していく必要がある」とした上で¹¹、「教材については、教科書が、今回改訂の教科化の内容に対応したものとなることが重要であり、弾力的な時間割編成の考え方も踏まえた教科書の在り方を具体的に関係者間で共有し、充実した質の高い教科書の作成に結びつけるためにも、教科化に対応した新たな教材を平成30年度には先行して活用できるようにする必要がある」と提言されたところであり¹²、このような点も踏まえた教科書が著作・編集されることが望ましい。
- 中央教育審議会答申において、外国語学習の特性を踏まえて、「知識・技能」と「思

¹⁰ この他、児童生徒が自ら学習を行う上で参考となる文献についても、児童生徒の多面的・多角的な考察に資するよう留意しつつ、可能な範囲で記載することが望ましい。

¹¹ 中央教育審議会答申 [第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 第1章 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続 2. 小学校 (2) 言語能力の育成と国語教育、外国語教育の改善・充実 ③外国語教育の充実 (短時間学習等の活用など、弾力的な授業時間の設定や時間割編成に関する考え方)] 参照。

¹² 中央教育審議会答申 [第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 第1章 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続 2. 小学校 (4) 各小学校における弾力的な時間割編成 (各小学校における創意工夫を支える方策)] 参照。

考力・判断力・表現力等」を一体的に育成し、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして段階的に実現する領域別（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の五領域）の目標を設定するとされたことや¹³、教科書や教材を通して児童生徒がどのような力を身に付けるべきであるかということ念頭に置きつつ、学習指導要領における領域別の目標などを踏まえた教材とする必要があるとされたことを踏まえ¹⁴、検定基準の必要な見直しを図ることが適当である。【義務，高校】

- 現行の義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の外国語の「固有の条件」においては、「文法事項」のみを、「言語活動と効果的に関連付けて取り上げること」が規定されている。

中央教育審議会答申において、中・高等学校においては、教科書・教材の課題として、説明・発表・討論等を通じて、「思考力・判断力・表現力等」を育成するような言語活動の展開が十分に意識されていないと思われるものも見られ、言語活動の改善・充実に資する題材とする視点が必要とされたことを踏まえ¹⁵、現行の検定基準における言語活動に関する規定について、言語活動の改善・充実の観点から必要な見直しを図ることが適当である。【義務，高校】

- 外国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめ（報告）（平成28年8月26日）において、外国語科において指導する語彙について、小学校で600～700語程度、中学校で1,600～1,800語程度、高等学校で1,800語～2,500語程度と整理され、語彙や文法などは個別の知識・技能が実際のコミュニケーションにおいて活用されることとされたことを踏まえ¹⁶、語彙が実際のコミュニケーションにおい

¹³ 中央教育審議会答申 [第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 第2章 各教科・科目等の内容の見直し 12. 外国語 (1) 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた外国語活動、外国語科の目標の在り方]

○ 国が定める領域別の目標については、外国語で聞いたり読んだりして得た知識や情報、考えなどを的確に理解したり、それらを活用して適切に表現し伝え合ったりすることで育成される「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」について、外国語教育の目標に沿って、高等学校卒業時において求められる資質・能力を明確にした上で、それぞれの学校段階等において設定することが大切である。このため、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の五つの領域ごとに、小学校中学年段階から児童生徒の発達段階に応じて「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」を一体的に育成する目標を設定するとともに、これらの複数を組み合わせて効果的に活用する統合的な言語活動を一層重視した目標とする。

¹⁴ 中央教育審議会答申 [第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 第2章 各教科・科目等の内容の見直し 12. 外国語 (2) 具体的な改善事項 ③学習・指導の改善充実や教育環境の充実等 ii] 新たな外国語教育に対応した教材の充実]

○ 中・高等学校においては、教科書・教材の課題として、説明・発表・討論等を通じて「思考力・判断力・表現力等」を育成するような言語活動の展開が十分に意識されていないと思われるものが見られる。そのため、どのような力を身に付けるべきであるかということ念頭に置きつつ、学習指導要領における領域別の目標などを踏まえた教材とする必要がある。また、真に思考力・判断力・表現力等を育成するような言語活動の比重が低い現状から、学習指導要領の内容の実現のために言語活動の改善・充実に資する生徒が発信したいと思える題材とする視点が必要である。

¹⁵ 脚注13参照。

¹⁶ 外国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめ（報告）（平成28年8月26日 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会外国語ワーキンググループ） [2. 育成を目指す資質・能力を踏まえた教科等目標と評価の

て活用できるよう適切な配慮を求めることを検定基準において規定することが適当である。【義務，高校】

- 外国語教育における音声の重要性への対応を図る観点から，外国語の教科書の内容（本文のスク립ト）を音声化したものを発行者のサイトに掲載した場合については，URL・QRコード等の積極的な記載を許容することを検定基準に規定することが適当である。【義務，高校】

また，URL・QRコード等が参照する情報自体は教科書そのものではないことに留意しつつ，教科書の内容との関連において，現実的に対応可能な音声のチェックの在り方について検討することが必要である。

なお，詳細については，後掲のⅡ 3. において記述する。

（２）社会科，地理歴史科及び公民科における規定の見直し

- 教科書における記述内容や話題・題材等の扱いについて児童生徒の多面的・多角的な考察に資するよう，平成26年1月に検定基準の社会科，地理歴史科及び公民科の「固有の条件」が改正され，①未確定な時事的事象について記述する場合に，特定の事柄を強調しすぎていたりすることはないこと，②近現代の歴史的事象のうち，通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には，通説的な見解がないことが明示されているとともに，児童生徒が誤解しないようにすること，③閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解や最高裁判所の判例がある場合には，それらに基づいた記述がされていること，が加えられた。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点も踏まえ，社会科，地理歴史科及び公民科において，教科書において例えば諸資料等を基にするなどして，これまで以上に課題を追究したり解決したりする学習活動が見込まれるところであり¹⁷，今後は，個々の記述だけで

在り方について（２）小・中・高等学校を通じて育成を目指す資質・能力の整理と教科等目標の在り方
（育成を目指す資質・能力と小・中・高等学校を通じた指標形式の目標の設定）

- 指導する語彙数については，これまでの実績や諸外国における外国語教育の状況などを参考に，実際のコミュニケーションにおいて必要な語彙を中心に，小学校で600～700語程度，中学校で1,600～1,800語程度，高等学校で1,800～2,500語程度（高等学校で必修科目及び選択科目を全て履修した場合，小・中・高等学校を通じて4,000～5,000語程度）を指導することとして整理した。

¹⁷ 中央教育審議会答申 [第2部 各学校段階，各教科等における改訂の具体的な方向性 第2章 各教科・科目等の内容の見直し 2. 社会，地理歴史，公民]

- 社会科，地理歴史科，公民科においては，社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し，公正に判断する能力と態度を養い，社会的な見方や考え方を成長させること等に重点を置いて，改善が目指されてきた。一方で，（中略）資料から読み取った情報を基にして社会的事象の特色や意味などについて比較したり関連付けたり多面的・多角的に考察したりして表現する力の育成が不十分であることが指摘されている。また，社会的な見方や考え方については，（中略）課題を追究したり解決したりする活動が十分に行われていないこと等も指摘されている。
- これらの課題を踏まえるとともに，これからの時代に求められる資質・能力を視野に入れば，社会科，地理歴史科，公民科では，社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実し，知識や思考力等を基盤として社会の在り方や人間としての生き方について選択・判断する力，自国の動向とグローバルな動向を横断的・相互的に捉えて現代的な諸課題を歴史的に考察する力，持続可能な社会づくりの観点から地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など，国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育てていくことが求められる。

なく、単元や題材、節、見開きページなど一定のまとまりも含め、教科書の記述において、児童生徒がより一層多面的・多角的に社会的事象を考察することができるよう適切な配慮を求めることを検定基準において規定することが適当である。【義務、高校】

(3) 理科における規定の見直し

- 理科における学習の充実を図るためには実験や観察が重要であり、現行の高等学校教科用図書検定基準において、高等学校理科の「固有の条件」において、「実験及び観察については、…学習内容と一体のものとして扱われていること」が規定されている。
この基準の解釈としては、内容的なものだけでなく、①実験や観察の記述（通常、実験や観察の記述は、枠囲みの中に、実験や観察の目的・準備するもの・方法・結果・考察などが記述されている）が、その実験や観察に関する本文の前のページや後ろのページにあること、②「～の実験をしてみよう」「～の観察をしてみよう」といった実験や観察の記述への案内文が、実験や観察に関する本文に直結している場所に配置されていること、なども必要な点として運用されている。
- しかしながら、現行の高等学校教科用図書検定基準では、どのような場合に実験及び観察が学習内容と一体のものとして扱われるかについては必ずしも明らかでないため、実験及び観察について一体として扱われるべき学習内容は「本文の主たる記述」であることを検定基準上明確化する。【高校】

(4) 小学校におけるプログラミング教育に関連する規定の検討

- 中央教育審議会答申においては、「将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」などを育むプログラミング教育を通じて、身近なものにコンピュータが内蔵され、プログラミングの働きにより生活の便利さや豊かさがもたらされていることについて理解し、そうしたプログラミングを、自分の意図した活動に活用していけるようにすることもますます重要になっている」とした上で、特に、小学校段階について、理科における電気の性質や働きを利用した道具があることをとらえる学習、算数における多角形などの図の作成等を例示しながら、「学校における適切な指導を行うためには、教科等における学習上の必要性や学習内容と結びつけられた教材等が重要となる」としているところである¹⁸。
- このため、小学校の理科や算数の次期学習指導要領におけるプログラミング教育の位置付けを踏まえつつ、それらの内容が教科書で取りあげられるよう検定基準において規定することも含め、今後、検討する必要がある。【義務】

(5) その他高等学校の教科固有の条件の見直し等

¹⁸ 中央教育審議会答申 [第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 第1章 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 2. 小学校] 参照。

- 上記（１）～（４）の他，次期学習指導要領の告示を踏まえ，各教科の構成の見直しによる領域名称の変更を受けた文言の整理等検定基準における所要の改正を行うことが適当である。【義務，高校】
- また，高等学校地理歴史科に「地理総合」，「歴史総合」が，公民科に「公共」が新たに設置されるなど，高等学校の各教科内においても，科目構成の見直しが見込まれている。このため，高等学校学習指導要領の改訂状況を踏まえつつ，高等学校教科用図書検定基準の「各教科固有の条件」の見直しについて，必要に応じ更に検討することとする。【高校】
- なお，特に高等学校の教科書に関しては，大学入学者選抜の在り方がその内容に与える影響は小さくないが，高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の在り方を一体的に改革する高大接続改革の具体化のために設置された高大接続システム改革会議の「最終報告」（平成28年3月31日）において，「歴史系科目や生物など，高等学校教育における教材で扱われる用語が膨大になっていることが学習上の課題となっている科目」について，各教科の「見方・考え方」につながる主要な概念を中心に，用語の重点化を図ることが重要と指摘されている¹⁹。これについては，必要な用語の在り方を含む次期高等学校学習指導要領の当該科目における整理を踏まえ，対応の在り方を検討することとする。
- その際，前回の学習指導要領の改訂を踏まえ，検定基準の改正について本審議会が検討した結果を取りまとめた平成20年の報告において，教科書の内容が質・量ともに充実されるよう，「例えば，「発展的な学習内容」を記述する際の留意点等に関する規定²⁰や他の教科の内容との重複に関する規定などを始めとして，教科書の著作・編集において抑制的に働く側面をもつ規定」を見直す必要があるとともに，「多くの教員や保護者の間に定着している「教科書に記述されている内容は，すべて教えるものである」という教科書観について，「個々の児童生徒の理解の程度に応じた指導の充実に資する教科書」や「児童生徒の学ぶ意欲の向上に資する教科書」，「児童生徒の自学自習に資する教科書」といった見方に転換することが求められる」とした提言を踏まえ²¹，検定基準において「発展的な学習内容」の充実，他教科と関連する記述等の充実を図るための

¹⁹ 高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）【Ⅲ 高大接続システム改革の実現のための具体的方策 1. 高等学校教育改革 （2）教育課程の見直し】（中央教育審議会における主な検討内容）

○ なお，歴史系科目や生物など，高等学校教育における教材で扱われる用語が膨大になっていることが学習上の課題となっている科目については，各教科の見方や考え方につながる重要な概念を中心に，用語の重点化や構造化を図ることが重要であると議論されている。

²⁰ 当時の検定基準においては，「発展的な学習内容」を記述する際の留意点等に関する規定において，「その分量は適切であること」とされ，実際の検定においては運用上，義務教育については教科書全体の1割程度，高等学校については教科書全体で2割程度までとされていた。

²¹ 4ページの脚注7参照。

規定の見直しや、図書の内容の厳選を求める規定の見直しが行なわれたことにも留意する必要がある。

3. 学習指導要領改訂を反映した教科書づくり

- 今回の改訂では、学習指導要領が学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、全ての教科等について、それらを学ぶことでどのような力が身につくのかを、資質・能力の三つの柱に沿って明確にし、教育目標や教育内容が再整理されることとされており、構造も大きく変わることになる。
- 現行の検定基準においても、教科書は、学習指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標、内容等に一致していることが求められるが²²、教科書の改善が学習指導要領の目指す理念が実践される上で重要な役割を担っていることに鑑みれば、児童生徒が手にする教科書が次期学習指導要領の目指す理念を体現していることが重要であることから、文部科学省は、教科書を著作・編集する上で参考となるよう、次期学習指導要領や検定基準、関係規定等の改正の趣旨や内容について、教科書発行者への説明会の実施等を通じて丁寧かつ積極的に周知することが必要である。
- また、教科書発行者は、学習指導要領の趣旨・内容を正確に反映した教科書を著作・編集するために、例えば、教科書に掲載されている主要な内容が学習指導要領の示す内容・項目とどのように対応しているかを教科書などにおいて明示し、教員が授業を行う上で参考にできるようにすることや、学習指導要領の記述の意味や解釈の詳細について説明するために作成されている学習指導要領解説をより踏まえて教科書記述に適切に反

²² 義務教育諸学校教科用図書検定基準

第2章 教科共通の条件

1 基本的条件

(学習指導要領との関係)

(2) 学習指導要領の総則に示す教育の方針や教科の目標に一致していること。

(3) 小学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第27号)又は中学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第28号)(以下「学習指導要領」という。)に示す教科及び学年、分野又は言語の「目標」(以下「学習指導要領に示す目標」という。)に従い、学習指導要領に示す学年、分野又は言語の「内容」(以下「学習指導要領に示す内容」という。)及び「内容の取扱い」(「指導計画の作成と内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。)に示す事項を不足なく取り上げていること。

(4) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容(以下「図書の内容」という。)には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。

2 選択・扱い及び構成・排列

(学習指導要領との関係)

(1) 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則に示す教育の方針、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。

(2) 図書の内容に、学習指導要領に示す他の教科などの内容及び矛盾するところはなく、話題や題材が他の教科などにわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。

(3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

映していくこと、小学校における短時間学習を含めた弾力的な時間割の編成について「外国語教育や特定の学年にとどまらず、すべての教科等と学年全体を見通す視点が必要となる」との中央教育審議会答申の指摘を受けた次期学習指導要領等を踏まえて教科書記述の工夫を行うこと²³などが求められる。

- さらに、教育委員会等の採択権者は、その権限と責任において、従来から採択されている教科書をただ前例踏襲で採択するのではなく、十分な審議や調査研究を行った上で、当該地域や学校の児童生徒にとって最も適していると判断した教科書を採択するとともに、採択に関する説明責任を果たす観点から、採択結果・理由等を積極的に公表すること²⁴が必要である。

Ⅱ デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準等の改善

1. デジタル教科書の導入と教科書検定制度の関係

- 昨年12月に取りまとめられた「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議最終まとめ²⁵（以下「デジタル教科書会議最終まとめ」という。）においては、デジタル教科書について、
 - ①紙の教科書とデジタル教科書の学習内容（コンテンツ）は同一であることが必要、
 - ②デジタル教科書については、改めて検定を経る必要はないとすることが適当、
 - ③動画や音声等は、学習効果が期待されるものの、検定を行うことが困難、かつ、必ずしも適当ではないことから、基本的には検定を経ることを要しない教材として位置付けることが適当、と整理されている。
- また、デジタル教科書会議最終まとめにおいては、紙の教科書とコンテンツは同一であってもビューアの機能として、デジタル教科書を使用する児童生徒の操作により、文字色や背景の変更や拡大等、レイアウトの一部の変更が可能となるが、そのような機能は特定の場面における用途にとどまり、常時その状態で使用するものではなく、デジタル教科書についても、その使用に当たっては紙の教科書のレイアウトに沿うことが基本とされていること、検定を経た紙の教科書を前提にデジタル教科書が制作されることに鑑み、この点についても検定を経る必要はないと整理されている²⁶。

²³ 6ページ及び中央教育審議会答申 [第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 第1章 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 2. 小学校 (4) 各小学校における弾力的な時間割編成] 参照。

²⁴ 義務教育諸学校については、教科書採択に関する結果・理由等の公表に関し、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第15条の規定により、採択権者に努力義務が課されている。

²⁵ 本審議会においては、昨年9月の審議要請以降、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議が昨年12月に最終まとめに至る前も、同会議の中間まとめ（昨年6月）を基に議論を進めた。

²⁶ 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議最終まとめ（平成28年12月） [Ⅱ. デジタル教科書に関する

- 本審議会においても、これらの点に賛同する意見が多く、このような方向性が妥当と考える。

2. URL・QRコード等の取扱い

- デジタル教科書が関連する教材を一体的に活用できるようになることを踏まえ、デジタル教科書会議最終まとめにおいては、「紙の教科書においても、動画や音声等を含めて教科書の内容と関連のある様々な教材にアクセスするためのURL・QRコード等が紙面に掲載される例が見受けられるところであり、今後、同様の教科書が増えることも考えられる」²⁷旨が言及されていることから、これらの検定上の取扱いについて審議を行った。
- 現行の検定基準では、URL・QRコード等に関して、明確な取扱いは定められていない。学習上参照させるウェブサイトや「教科共通の条件」における「引用」²⁸と解して、各教科の特質に応じ、当該コンテンツの内容を可能な範囲で審査する運用が行われてきている。その結果、参照先が「教科共通の条件」の「特定の営利企業、商品などの宣伝」²⁹に該当し、検定意見が付されるケースがある。
- このように、現行の検定基準においては、URL・QRコード等の教科書上の取扱いについて定められておらず、事案ごとの対応となっているが、今後、掲載の増加が見込まれるとともに、基本的に各教科における取扱いを統一することが必要であるため、「引用」や「特定の営利企業、商品などの宣伝」とは別に、「教科共通の条件」においてURL・QRコード等の取扱いについて明確化することが適当である。【義務、高校】

基本的な考え方 4. 使用形態を踏まえたデジタル教科書の在り方について]

(教科書検定制度との関係)

- しかし、拡大機能やリフロー機能は、特定の場面における用途にとどまり、常時その状態で使用するものではなく、デジタル教科書についても、その使用に当たっては、紙の教科書のレイアウトに沿うことが基本となること、また、検定を経た紙の教科書を前提にデジタル教科書が制作されることに鑑みれば、紙の教科書とデジタル教科書について、学習内容としては同一であるとして、拡大教科書等が検定を経ないことと同様、デジタル教科書について改めて検定を経る必要はないとすることが適当である。

²⁷ デジタル教科書会議最終まとめ（平成28年12月） [Ⅱ. デジタル教科書に関する基本的な考え方 4. 使用形態を踏まえたデジタル教科書の在り方について (教科書検定制度との関係)] 参照。

²⁸ 義務教育諸学校教科用図書検定基準

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列
(引用資料)

(9) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

²⁹ 義務教育諸学校教科用図書検定基準

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列
(特定の企業、個人、団体の扱い)

(7) 図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。

○ これに関し、審議においては、教科書の参照先の内容の質を担保するために一定の範囲における検定を求める意見もある一方で、一般のウェブサイト上の情報は、リンク切れでアクセスができなくなることや、内容を変えることも容易という可変性を有するものであることから、URL・QRコード等が参照するウェブサイト上の情報の全てを審査することは現実的には困難であるとの意見が多く出された。

○ さらに、多くの児童生徒が紙の教科書のみを使用して学習を行うことに鑑みれば、URL・QRコード等の無秩序な記載は望ましいことではないため、これらの教科書への記載は必要かつ適切なものに限定されるべきである。

このため、URL・QRコード等が参照させる情報自体は、教科書そのものではなくあくまでも学習上の参考情報として供するものであることを改めて確認するとともに、検定基準においては、掲載されたURL・QRコード等の参照先が一見明白に不適切な情報でないかどうか、本文と真に適切な関連があるかどうかなどの観点から、限定的な範囲での審査にとどめることを明確化することが適当である。

○ また、URL・QRコード等が参照させる情報の内容は前述のとおり可変性を有するものであり、本来的には、教科書発行者の責任において教科書への掲載がなされる必要があると考えられる。この点を明確化するため、教科書上に掲載するURL・QRコード等については、教科書発行者自身のサイトに限ることが適当である。

その際、当該教科書発行者のコンテンツのみに限定するのではなく、当該サイトをポータルサイトとして、他の学習上有益なサイトのリンクを貼ることも考えられる。

○ これに加え、審査対象を明確化するため、URL・QRコード等が参照させるウェブサイトの内容が分かる紙媒体について、検定申請時に添付する資料として位置付けることも必要である。そして、前述のように、URL・QRコード等の教科書への掲載は教科書発行者の責任の下で行うことや、全ての参照先を審査することは現実的でないことに鑑みれば、審査対象となる紙媒体は、上記の教科書発行者による教科書関係ウェブサイトのリンク先の情報などに限定することが適当であると考えられる。

3. 外国語におけるURL・QRコード等の取扱い

○ 上記2. で述べた全ての教科に共通するURL・QRコード等の取扱いに加え、デジタル教科書会議最終まとめにおいては、次期学習指導要領において、外国語教育とりわけ小学校外国語科について、主たる教材である教科書に音声を加える必要が高いという意見や、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり）」「話すこと（発表）」「書くこと」の力を総合的に習得するため、教科書がその役割を適切に果たすことができるように、動画や音声等を含めたデジタル教科書を導入する意義が大きいという意見があった旨が言及されている³⁰。

³⁰ デジタル教科書会議最終まとめ 〔Ⅱ. デジタル教科書に関する基本的な考え方 4. 使用形態を踏まえたデジタ

- 本審議会においても、外国語教育について、新たに教科として導入される小学校外国語をはじめ、教科書の内容を音声化した教材は必要であること、音声機能のあるデジタル教材と一体となったデジタル教科書は紙の教科書を補う上で重要であることや、音声についても一定の信頼性や質の担保が求められることなどの意見が出る一方で、例えば同じ英語であっても様々な国や地域があり多くの話者がいる中で、音声を正確に一語一語、逐一審査することは困難であることや、時間的、費用的な制約も考える必要があることなどの様々な意見が出たところである。
- このように、外国語におけるURL・QRコード等の取扱いについては、外国語教育における音声の重要性への対応を図るため、上記2.の一般のURL・QRコード等の取扱いと若干異なる扱いを行う必要がある一方で、外国語の特性を踏まえながら、現実的な制約の中で教科書検定としてどこまでを担保するかというバランスを考慮したものとする必要がある。
- このため、上記2.を踏まえたURL・QRコード等に係る「教科共通の条件」に加え、外国語の教科書の内容（本文のスク립ト）を音声化したものを教科書発行者のサイトに掲載した場合については、URL・QRコード等の積極的な記載を許容することを外国語の「教科固有の条件」として位置付けることが適当である。【義務、高校】（再掲）

また、URL・QRコード等が参照する情報自体は教科書そのものではないことに留意しつつ、教科書の内容との関連において、現実的に対応可能な音声のチェックの在り方について検討することが必要である。
- 特に、外国語の音声についてURL・QRコード等を教科書に掲載する場合において、
 - ①音声についてどの程度のレベルのチェックを行うかについては、例えば、流暢さや正確さを逐一チェックするのではなく、音声が概ね教科書の内容（本文のスク립ト）に沿っているのみを審査するとともに、
 - ②検定申請時に添付資料として当該音声ファイルを保存した記録媒体を提出することとし、併せて、
 - ③音声に特化して確認を行う専門委員の委嘱など、検定に係る事務体制を充実することが必要と考えられる。

Ⅲ 検定手続を改善するための教科用図書検定規則等の改善

ル教科書の在り方について]

(教科書検定制度との関係)

- 一方で、紙の教科書には含まれない動画や音声等については、外国語教育、とりわけ次期学習指導要領において教科化が検討されている小学校高学年における外国語教育について、主たる教材である教科書に音声を加える必要性が高いという意見や、「聞くこと」・「読むこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」・「書くこと」の力を総合的に習得するため、教科書がその役割を適切に果たすことができるように、動画や音声等を含めたデジタル教科書を導入する意義が大きいという意見があった。また、その他の教科においても、動画や音声等の教材により一定のプラスの学習効果が期待される学習内容もあるという意見があった。

1. 誤記誤植など欠陥を減少させるための訂正申請の在り方

- 教科書の訂正申請制度は、児童生徒が最新の事実などに基づき充実した学習を進められるよう検定済図書の記述をより適切に改善するため、誤記、誤植、脱字や客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載、更新を行うことが適切な統計資料の記載について、教科書発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うものである³¹。
- 現在、検定済図書の1年間の訂正件数は、箇所数で約5万件にも上っている³²。しかし、これらについては、本来的には教科書発行者の責任において、申請前、供給前に十分慎重に検討した上で排除しておくべき誤記、誤植、脱字など内容の同一性を失わないような欠陥の修正も多く、このような単純な誤記等の減少について教科書発行者の自覚を促すとともに、訂正申請手続の効率化を図る必要がある。

(訂正申請事項の区分の明確化)

- 教科用図書検定規則第14条では、訂正に係る承認事項について、訂正を行わなければならない「誤記」等（第1項）と、訂正をすることができる「学習を進める上に支障となる記載」等（第2項）が規定されており、これらのうち一定のものは届出により訂正することができることとされている（第3項）。しかしながら、実際には必ずしも規定通りに運用されてきたとは言い難く、これまで、「誤記」等による訂正申請は、発行者によって訂正理由は区々であるとともに、教科によっては幅広に解釈して訂正を承認する運用もなされてきたところであり、この際、訂正申請の理由や手続きが適切なものとなるよう、改めて訂正申請の要件を整理することが適当である。

³¹ 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第20号)
(検定済図書の訂正)

第3条 教科用図書(以下「図書」という。)の検定の基準は、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。

第14条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、学習を進める上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3 第1項に規定する記載の訂正が、客観的に明白な誤記、誤植若しくは脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるとき、又は前項に規定する記載の訂正が、同一性をもった資料により統計資料の記載の更新を行うもの若しくは体裁の変更に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるときは、発行者は、前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣が別に定める日までにあらかじめ文部科学大臣へ届け出ることにより訂正を行うことができる。

4 文部科学大臣は、検定を経た図書について、第1項及び第2項に規定する記載があると認めるときは、発行者に対し、その訂正の申請を勧告することができる。

5 第3条の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。

³² 平成23年度：57,031件、平成24年度：60,452件、平成25年度：54,623件、平成26年度：52,041件、平成27年度：46,139件

- また、現在、検定決定直後に、見本本作成に間に合わせるために過度の訂正や、一度に大量の件数の訂正が申請されるケースもみられる。しかし、検定決定直後に内容に関わる過度の訂正等が申請されることは、本来は予定されていないところであり、また、見本本作成の時期でなくとも、児童生徒が実際に教科書を使用する供給前までに訂正申請を行うことは可能であることから、検定直後の訂正申請は、必要最小限のものに限定することが適当である。
- 具体的には、以下の通り、改善を行うことが考えられる。
 - ① 「学習を進める上に支障となる記載」については、訂正を「行うことができる」事項であったが、訂正を「行わなければならない」承認事項として整理する（教科用図書検定規則第14条第2項から第1項に移管）。その際、「学習を進める上に支障となる記載」を理由とした訂正が義務的なものとなることを踏まえ、客観的な事情の変更に伴うものに限定することとする。
 - ② これまで、「誤り」というより、いわば「うまく表現し損ねた」といったような表現を改善する観点で発行者が訂正申請を行う場合にも、安易に「誤記」を理由として申請・承認されるケースも見受けられたが、記述の質の向上を図る観点から体裁や表現等の変更を行うことが適切な記載について、訂正を「行うことができる」承認事項として整理し、図書の基本的な構成を変更しない範囲における記述の改善を許容することとする（教科用図書検定規則第14条第2項に規定）。
 - ③ 検定決定直後に一時的に訂正申請が集中することを避けるため、統計資料の更新等を「行うことができる」承認事項（教科用図書検定規則第14条第2項）については、供給前に訂正がなされれば学習への影響が児童生徒に及ばないことも勘案し、例えば見本本提出期限後とするなど申請の時期を定めることとする。

（審議会への積極的付議）

- 現在でも訂正申請の承認に際し、本審議会は必要に応じて専門的な事項等について調査審議することができるが³³、審議会に付議されるケースは極めて限定されている。

訂正申請においても、検定基準に基づき適正に審査を行い、文部科学大臣の承認を得る手続きに変わりはないことから、今後、訂正申請においても実質的な記載内容に重要な変更を加えると判断される案件については、積極的に審議会に付議することが適当である。

³³ 教科用図書検定調査審議会運営規則（昭和31年11月30日教科用図書検定調査審議会決定）
（部会）

第4条 審議会に、次の表のとおり、部会を置く。

（略）

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第3項により審議会に調査審議させることとされている事項のうち、次の各号に掲げる事項については部会に分担させるものとする。

三 規則第14条第1項又は第2項の規定により文部科学大臣が承認を行うに際し、必要に応じ専門的な事項等について調査審議すること。

(届出制度の一層の活用)

- 現在、内容の同一性を失わない軽微な訂正については、教科書発行者からの届出で足りる制度（教科用図書検定規則第14条第3項）となっているが、実際には訂正承認の申請がなされる場合も多いため、教科書発行者に訂正届出制度の一層の活用を促すことが適当であり、この点を改めて教科書発行者に周知することが必要である。

(誤記、誤植等の数値の公表)

- 記述の正確性の向上を図るため、平成27年度検定から「客観的に明白な誤記、誤植、脱字があった箇所」数の一覧表について、申請者名を記載した上で、文部科学省ホームページで公表されているが、これと同様に、訂正申請において訂正がなされた客観的に明白な誤記等の数についても、申請者名を記載した上で、文部科学省ホームページにおいて公表することが適当である。

2. 検定申請者の在り方

- 教科書検定の対象となる申請図書については、厳しい情報管理が求められており、その内容を教科書の著作・編集者等以外の外部の者に閲覧・流出させる行為は禁じられている。近時、教科書発行者が教員等に検定中の申請図書を閲覧させただけでなく、教員等に意見聴取の対価として金品を支払うなど、教科書発行者による教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不公正な行為が相次いで発覚し、社会的に大きな問題となった。
- 現行制度におけるこのような行為への対処としては、教科書発行者の行為が独占禁止

法等の法令に違反するなどの場合に、教科書発行者としての指定を取り消すことや³⁴、教科書の発行の指示を行わない³⁶等の措置が教科書の発行の段階においては可能であるが、その場合には既に採択がなされていた場合であっても当該教科書発行者が発行する全ての教科書の発行ができなくなることや、当該教科書発行者の教科書を採択した教育委員会等は、短期間のうちに改めて採択行為をやり直さなければならないなど教育委員会や学校等への影響も極めて大きい。

- 他方、教科書の制作の段階においてこうした行為に対して何らかの措置を講じる仕組みはなく、教科書の著作者又は発行者であれば誰でも検定申請し、審査を受けることが認められている³⁷。

³⁴ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）
（発行者の指定）

第 18 条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 次条の規定により指定を取り消された日から 3 年を経過していない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条若しくは第 233 条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第百 36 号）第 3 条第 1 項（同項第 11 号に係る部分に限る。）若しくは同条第 2 項（同条第 1 項第 11 号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していない者

ニ 法人で、その役員のうちイからハマまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ （略）

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2 （略）

（指定の取消し）

第 19 条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一 前条第 1 項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて前条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

³⁵ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）
（発行者の指定の要件）

第 16 条 法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 法人にあつてはその法人又はその法人を代表する者、人にあつてはその者が図書の発行に関し著しく不公正な行為をしたことがない者であること。

³⁶ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）

第 9 条 文部科学大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一 （略）

二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不相当と認められるとき。

三・四 （略）

³⁷ 教科用図書検定規則
（検定の申請）

第 4 条 図書の著作者又は発行者は、その図書の検定を文部科学大臣に申請することができる。

2 前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度において申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学大臣が官報で告示する。

3 （略）

- このため、教科書に関する公正性・透明性を一層確保する方策として、不公正な行為を行った発行者に対しては、新たに、検定の申請・審査に関するペナルティを課す仕組みをつくるのが適当であり、例えば、一定の要件に該当する発行者からの申請については、申請図書の内容の審査に入ることなく不合格とすることが考えられる。
- 検定申請・審査に係るペナルティに関する制度設計に当たっては、教科書制度全体に対する信頼を確保する観点から、教科書発行者の指定取消し等現行制度上取り得る措置との整合性や適用の仕方を勘案しつつ、また、検定申請の機会を過度に制約することがないようにする観点も考慮し、不公正な行為の抑止に資する制度となるよう留意する必要がある。

具体的には、例えば、以下のような制度設計が考えられる。

①適用される要件

- ◆教科書発行者の指定取消しが適用される下記 i) ii) に加えて、i) ii) ほどの悪質性が見られない iii) の行為に対しても適用
 - i) 教科書採択に関し、贈賄等法令に違反し罰金以上の刑に処せられた場合
 - ii) 独占禁止法違反等図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合
 - iii) 上記 i) ii) のほか、教科書の検定、採択、発行に関し、不公正な行為を行った場合
 - ・検定期間中の申請図書を開示し、採択関係者から対価を伴う意見聴取
 - ・採択関係者に対する不当な利益供与

②適用範囲

- ◆不公正事案に係る種目に属する教科書に限定
 - 例：小学校・理科
 - 中学校・社会（地理的分野）
 - 高等学校・数学・数学 I

③適用内容

- ◆当該事案が生じた又は明らかになった学校段階における次回の検定において、申請図書の内容審査に入ることなく不合格を決定

- なお、教科書発行者が、より良い教科書づくりのため、教科書作成に当たって実際に学校現場において使用する教員の意見を聞くこと自体は必要かつ有益であるが、その場合には意見聴取の相手方を、その関与の度合いに応じて、教科書の著作・編集に携わる

（申請図書の審査）

第7条 文部科学大臣は、申請図書について、検定の決定又は検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当である場合には、決定を留保して検定意見を申請者に通知するものとする。

者等として位置付けた上で、採択権者の判断で採択に関与させることがない仕組みにより、教科書採択の公正性に疑念を招かせないようにすることが必要である。

- また、教科書を発行・提供する立場の教科書発行者だけでなく、採択・使用する側である教育委員会等においても、①教科書の著作・編集に関与するなど、教科書発行者と一定の関係にある教員等の採択への関与の排除、②不公正な行為に教員等が関与した場合の懲戒処分を含めた厳正な対処等、教科書採択の公正確保を徹底するための適切な対応を行うことが重要である。

IV 今後のスケジュール

- 次期学習指導要領に基づく教科書検定は、平成30年度に小学校、平成31年度に中学校、平成32年度からは高等学校について実施することが予定されている。
教科書発行者が次期学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた教科書編集にできる限り早く取り組むことが可能となるよう、平成28年度中の告示が見込まれる小・中学校の次期学習指導要領も踏まえつつ、本審議会としては、本年5、6月頃を目途に最終的な報告を取りまとめることとし、文部科学省においてはその報告を踏まえ、速やかに所要の制度改正を行うことを期待する。